

議案第 20 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の部三田市心身障害児就学指導委員会の項を次のように改める。

三田市教育支援委員会	(1) 障害のある児童生徒等に係る就学相談及び就学指導に関する事項についての調査審議 (2) 障害のある児童生徒等に係る教育の啓発、指導及び支援に関する事項についての調査審議	18人以内	2年
------------	--	-------	----

第2条の表教育委員会の部三田市教科用図書採択協議会の項中「採択協議会」を「選定委員会」に、「採択に関する事項」を「選定に関する事項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。